

第 6 画像診断 冠動脈 CT 撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、小児鎮静下 MRI 撮影加算、頭部 MRI 撮影加算、全身 MRI 撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 4 年 3 月 4 日 厚生労働省告示第 56 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 4 年 3 月 4 日 保医発 0304 第 3 号）

告示	通知
<p>5 冠動脈 CT 撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、小児鎮静下 MRI 撮影加算、頭部 MRI 撮影加算、全身 MRI 撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(3) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>5 の 2 外傷全身 CT 加算の施設基準</p> <p>(1) 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(4) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>第 35 冠動脈 CT 撮影加算</p> <p>1 冠動脈 CT 撮影加算に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上のマルチスライス型の CT 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>冠動脈 CT 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 38 を用いること。</p> <p>第 35 の 2 血流予備量比コンピューター断層撮影</p> <p>1 血流予備量比コンピューター断層撮影に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上のマルチスライス型の CT 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 許可病床数が 200 床以上の病院であること。</p> <p>イ 循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>ウ 5 年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が 2 名以上配置されており、5 年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。</p>

5の3 大腸CT撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

エ 5年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、ウに掲げる医師と同一の者であっても差し支えない。

オ 経皮的冠動脈形成術を年間100例以上実施していること。

カ 血流予備量比コンピューター断層撮影により冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前年に10例以上あること。

キ 日本循環器学会及び日本心血管インターベンション治療学会の研修施設のいずれにも該当する病院であること。

2 届出に関する事項

血流予備量比コンピューター断層撮影の施設基準に係る届出は、別添2の[様式37](#)の2及び[様式52](#)を用いること。

第35の3 外傷全身CT加算

1 外傷全身CT加算に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料の施設基準の届出を行っていること。
- (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有していること。
- (3) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

外傷全身CT加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式38](#)を用いること。

第35の4 大腸CT撮影加算

1 大腸CT撮影加算に関する施設基準

区分番号「E200」コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合に係る施設基準を現に届け出ていること。

2 届出に関する事項

コンピューター断層撮影の1「CT 撮影」の「イ」64 列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16 列以上 64 列未満のマルチスライス型の機器による場合の届出を行ってればよく、大腸 CT 撮影加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 36 心臓 MRI 撮影加算

1 心臓 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。

2 届出に関する事項

心臓 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の[様式 38](#)を用いること。

第 36 の 1 の 2 乳房 MRI 撮影加算

1 乳房 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。

2 届出に関する事項

乳房 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の[様式 38](#)を用いること。

第 36 の 1 の 3 小児鎮静下 MRI 撮影加算

1 小児鎮静下 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (4) 小児の MRI 撮影及び画像診断に関して十分

な知識と経験を有する常勤の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師が、それぞれ1名以上配置されていること。

- (5) 関係学会から示されている MRI 撮影時の鎮静に関する指針に基づき、鎮静下の MRI 撮影を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

小児鎮静下 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 38](#)を用いること。

第36の1の4 頭部 MRI 撮影加算

1 頭部MRI撮影加算に関する施設基準

- (1) 3テスラ以上のMRI装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR) 及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されているものに限る。）が3名以上配置されていること。
なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (5) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の全てのCT検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

2 届出に関する事項

頭部 MRI 撮影加算の撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の[様式 38](#)を用いること。

第 36 の 1 の 5 全身 MRI 撮影加算

1 全身 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている 2 年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR) 及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されているものに限る。）が 3 名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (5) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の骨シンチグラフィの線量情報を電子的に記録し、患者単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

2 届出に関する事項

全身 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の[様式 38](#)を用いること。

第 36 の 1 の 6 肝エラストグラフィ加算

1 肝エラストグラフィ加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。

- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR) 及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）が3名以上配置されていること。
なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (5) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、肝エラストグラフィ撮影を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

肝エラストグラフィ加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。